

亀山市告示第83号

亀山市水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市水痘及びおたふくかぜ予防接種費助成金交付要綱（平成20年亀山市告示第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(助成金の額及び交付回数) 第4条 [略] 2 助成金の交付回数は、 <u>前条第1号に掲げる児童は1回、同条第2号に掲げる児童は2回とする。</u> 附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	(助成金の額及び交付回数) 第4条 [略] 2 助成金の交付回数は、 <u>前条各号に掲げる児童につき、それぞれ1回とする。</u> 附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第1号2の表中「おたふくかぜ」を「おたふくかぜ」に改める。
回目

様式第2号中「・おたふくかぜ」を「・おたふくかぜ（回目）」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。